

第五十八回全日本手をつなぐ育成会全国大会・大会決議

私たちの運動は、知的障害のあるわが子の幸せを願った三人のお母さんの訴えから始まりました。

知的障害のある人たちが、人としての尊厳と権利が守られ、地域の中で安心して、豊かな人生を歩むことが、私たちの願いです。

本年は、障害者自立支援法の様々な問題や課題について、その解消が図られました。九月の政権交代により、我が国の障害者施策全体が見直されようとしています。また、我が国は、国連の「障害者権利条約」の締結に向けて、関係する法律や制度の見直しと整備が必要となっております。

この機にあつて、新政権が、私たちの願いを受け止め、当面する様々な問題や安心できる未来に向かって積極的に取り組むことを期待しています。

私たちは、知的障害のある人たちとその家族が安心できる適切な支援が受けられるよう、今後とも積極的な活動を進めていきます。同時に、知的障害のある人たちの暮らしの場や働く場の確保、障害児支援と特別支援教育の充実など、私たちの思いや願いを広く訴えていきたいと思えます。

私たちは、次の事項が早急に実現されるよう、全国の知的障害のある人たちとその家族を代表し、「今、あらためて、この子らを世の光に」をスローガンとした第五十八回全国大会の名において決議いたします。

- 一、子育て支援・家族支援を充実・強化してください。
 - 一、ひとり一人のニーズに応じた特別支援教育を充実・強化してください。
 - 一、地域で学び、地域で育つていけるようにしてください。
 - 一、安心して暮らせる所得の保障をしてください。
 - 一、福祉サービスの利用者負担を軽減し、特に、低所得の人たちへの十分な配慮をしてください。
 - 一、知的障害のある人のニーズに応える福祉制度と仕組みにしてください。
 - 一、地域で様々な福祉サービスを選択できる基盤整備をしてください。
 - 一、地域で安心して暮らせる相談支援体制を確立してください。
 - 一、地域にグループホームやケアホームなどの住まいを確保してください。
 - 一、知的障害のある人たちへの働く機会と場を確保してください。
 - 一、障害者施策などの検討に知的障害のある人本人も参加させてください。
 - 一、「障害者権利条約」の締結に向けて、その内容を法律や制度にしっかりと反映してください。
 - 一、障害者虐待防止法と障害者差別禁止法を制定してください。
 - 一、成年後見制度の課題を解消し、積極的に推進・普及を図ってください。
 - 一、障害者施策のための財源を十分に確保してください。
- 右、決議します。

二〇〇九年十一月十五日

第五十八回全日本手をつなぐ育成会全国大会（滋賀大会）